

1. 趣旨

令和元年10月の全面施行から5年半が経過するところ、条例施行後3年を目途とした見直し規定を踏まえ検討を行うもの。

※施行後3年の時期はコロナ禍であったこと、令和5年12月には「手話等による意思疎通等促進条例」施行に伴う規定調整のための見直しを実施しているが、成果や課題を踏まえた見直し検討までには至っていない。

2. ポイント

(1)これまでの主な取組

- ・出前講座・フォーラム、合理的配慮助成金による事業者・県民への周知・啓発
- ・地域アドボケーター(25名)による相談体制の構築および関係機関との連携

(2)主な検討事項(方向性)

①障害の範囲	障害者と同様に「生きづらさ」を抱える人への対応
②差別の定義・概念の明確化	家族等の関係者に対する差別や条例に規定している具体的な行動態様について、相談事例を踏まえ見直しを検討
③紛争解決の仕組みの実効性確保	強化すべき事項がないか検討

(3)見直し検討の際に勘案する事項

①条例の施行状況	②法制的動向等
➢相談員や地域アドボケーターへの相談事例の検証 ➢当事者団体・関係機関・市町などへのヒアリング	➢国連の障害者権利委員会による総括所見や、それを踏まえた国の動向 ➢他府県の条例の見直しの動き など

1

障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討

3. スケジュール

時期	共生社会づくり委員会・条例見直し検討部会	聞き取り等	内容
令和7年 4～6月		当事者団体への聞き取り	・差別や合理的配慮の不提供の事例 ・合理的配慮の好事例 ・条例施行後の課題把握 等
7月	共生社会づくり委員会①		・取組状況、社会的変化の報告 ・条例見直し検討の進め方の協議
7～8月	条例見直し検討部会①		・当事者団体等からの聞き取り結果 ・障害の範囲について ・地域アドボケーターの実効性確保など、紛争解決の仕組みについて
8～9月		当事者団体への聞き取り その他団体への聞き取り	(追加・深掘り) ・差別や合理的配慮の不提供の事例 ・条例施行後の課題把握
10月	条例見直し検討部会②		・当事者団体等からの意見 ・障害の範囲について ・不均衡待遇として規定する具体的な行為態様 ・今後の議論の進め方
※ これまでの議論を踏まえ、11月頃までに条例改正要否を県として検討			
令和8年 2月	条例見直し検討部会③		・条例見直し検討内容とりまとめ
3月	共生社会づくり委員会②		・条例見直し検討部会での検討結果を報告

- 見直し規定は、県の問題意識（①障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題、②障害者差別解消法(H28.4施行)の実効性の補完）を背景に条文化された。

社会福祉審議会答申（条例骨格案検討報告書）

◎「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」について

ポイント	① 対象範囲についてどのように定義するべきか。 ② 生きづらさに代わる適切な表現はどのようなものがあるか。 ③ 対象者に対して条例をどのように適用すべきか。
分科会・WG における意見概要	⇒ 障害の範囲については、見直し規定でアップグレードしていけばよいのでは。まずは法律の補完部分を強調しつつ他にも生きづらさを抱えた人もたくさんいるということに触れるのはどうか。
議論を踏まえた考え方	① これまでの議論を踏まえ、障害者差別解消法に定める「障害者」の定義の解釈において含まれると考えられる認知症や一部のひきこもり等については、障害者差別解消法や条例の適用を受けることを示す。 ② 障害者と同様に様々な社会的障壁により生きづらさを抱えた者が存在するという実態があることを条例の前文等において規定することで、滋賀県にとっての共生社会づくりの意思表示とする。 ③ 障害の範囲については、見直し規定を設け、今後の事例の蓄積や国の動向を見据えながら検討をしていく。

◎（答申における）見直し規定

この条例は、施行後3年を目途として、この条例および障害者差別解消法の施行状況等を勘案し、障害の範囲、解決の手続き、共生社会の実現に向けた施策の推進等に関して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

また、検討に当たっては、(仮称)滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会の意見を聴くこととします。